

# 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2012 確定要求書の2次回答について  
交渉日時 平成25年1月24日(木) 15時00分～17時30分  
交渉場所 うじ安心館3F大会議室  
交渉出席者 当局側 土屋副市長 栢木市長公室長 星川次長 秋元課長  
正垣主幹 石田主幹 雲丹亀給与係長  
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計17人

概要	2012 確定要求書の2次回答に関する交渉を行った
組合の主張	<p>今回の提起内容は乱暴かつ安易である。今まで給料表等、人勤に準拠したことはあるが京都府に準拠したことはなく、とりあえず現状京都府に合わせしておくというのは、給料の生計費原則を踏まえても理解できない内容である。今後の方向性も含めて、なぜ京都府準拠としたのか具体的な考え方を示すべきだ。</p> <p>昨年住居手当の引き下げを行ったのは、公民較差のマイナス0.19%減相当分としたからであり、今回給料表を京都府通りとするなら、住居手当を廃止するのはおかしい。全くこれまでの確認を踏まえない提起だ。</p> <p>今回の給料表の改定提起、住居手当の廃止とあわせ、退職手当の引き下げとなると、高齢者層にとっては3重の引き下げになる。国では5年前に比べ官民で400万円の差が生じているという調査結果が出ているが、民間の退職金は給料に上乗せして払っている企業もあり、完全に退職時にしか支給していない公務の退職手当と単純に比較するのはそもそも理解しがたい。</p>
当局の主張	<p>現在宇治市は、国が2012年2月まで使用していた給料表を用いている。一方、国はその後の新たな給料表を用いた上で、給与改定と合わせて7.8%減額しており、今年度の人事院勧告では、その減額状況も考慮して給料表を据え置きとする勧告をされた。</p> <p>一方、京都府の人事委員会は宇治市と同じ給料表をベースに改定するよう勧告しており、本市の判断としては京都府に準じることが、より現状に即したものであると判断した。今後も京都府の給料表を採用するかどうかについては毎年度慎重に検討したいと考えている。</p> <p>府内や都道府県レベルで、持ち家住居手当を廃止しているところが半数程度に達していることを考慮すれば、存続は困難であると判断したところである。</p> <p>退職手当の支給率の引き下げを含む今回の提起内容が、高齢者層に大きな影響を及ぼすことは認識しているが、国や京都府下の他の自治体の状況を考慮すると、引き下げざるを得ないと判断したものである。</p>